

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I	目的 中小企業・小規模事業者は、地域に根ざした事業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、地域経済において、重要な役割を果たしているところであるが、近年、自然災害の頻発化などにより、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じている。 このような中、中小企業・小規模事業者をめぐる環境の変化を踏まえ、経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営強靱化を図り、事業活動継続に資するため、サプライチェーンや地域の経済・雇用を支える中小企業を中心として、それらの災害対応力を高める必要がある。 こうした課題へ対応するため、国では、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成 5 年法律第 5 1 号)の一部を改正し、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画(以下「事業継続力強化支援計画」という。)を都道府県知事が認定し、認定を受けた者について、各種の支援措置を講じる仕組みを整えたものである。 つがる市商工会が、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、つがる市と共同して本計画を作成するものである。
II	つがる市の現状 (1) 地域の災害リスク (洪水：ハザードマップ) つがる市は津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹川流路延長 102 km に及ぶ一級河川岩木川に面している。 この岩木川における主な災害として、1975 年 8 月台風 5 号、1977 年 8 月大雨、2002 年 8 月大雨、2004 年台風 21 号、2013 年台風 18 号のそれぞれで、堤防越水による洪水災害が発生し、被害としては弘前市から藤崎町にかけての床上浸水や農作物被害が中心である。 つがる市防災ハザードマップには、概ね 50 年に 1 回程度起こる大雨が降った場合に、浸水が想定される区域を表示しており、岩木川沿いに 0.5m～2.5m 未満の浸水想定区域が広がっている。つがる市においては、2013 年の台風 18 号により岩木川流域の果樹園が浸水し多大な被害を受けており、家屋及び人的被害はないものの、近年の気象変化等に伴う集中豪雨など、想像を超える気象現象により堤防の決壊が発生した場合は、壊滅的な被害を被る可能性はある。 (土砂災害：ハザードマップ) つがる市は山林が比較的少ない地域であるが、自然斜面の急傾斜地崩壊危険箇所として富范町、車力町、牛潟町、及び木造筒木坂、木造館岡、木造菰樋に指定危険区域が存在し、中でも土砂災害警戒区域として旧車力村地区に 18 区域がある。 (地震・津波災害) 平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査によると、つがる市は日本海側海溝型地震による被害が最も大きく、最大震度 6 強、死者・負傷者数は 760 人、建物全半壊数は 5,500 棟が想定されている。また、地震に伴う津波被害は日本海に面している海岸沿い影響があり、つがる市防災ハザードマップには、0.3m～20.0m 以上の浸水想定区域が広がっている。中でも木造出来島地区が津波浸水被害の影響が大きいと想定され、地域住民に周知し避難訓練が実施されている。ほかには富范町の車力漁港が津波の影響を受け、漁業施設や船舶に被害が及ぶことが予想される。 (その他) 台風等の暴風により、建物被害、農作物被害は毎年のように発生している。また、近年の社会

情勢により、北朝鮮からのものと思料される木造船やごみの漂着など、漁業施設破損に対する懸念や景観の悪化など、漂着物による被害が想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、つがる市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) つがる市商工会 管内商工業者の状況（令和3年3月31日現在）

○商工業者数 962人

○小規模事業者数 904人

(内 訳)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	201	196	地区内に広く分散している
	卸売・小売業	285	260	地区内に広く分散している
	宿泊・飲食業	83	80	飲食業は、木造地区に多い
	サービス業・その他	393	368	地区内に広く分散している
合 計		962	904	

(3) これまでの取組

1) つがる市の取組

・つがる市地域防災計画の策定

つがる市では災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、つがる市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減をして郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として、つがる市地域防災計画を策定している。

・自主防災組織の強化

自治会・町内会単位で新たに自主防災組織を立ち上げ、地域単位で災害に備える。

・防災備蓄倉庫の建設（令和5年完成予定）

つがる市では現在、本庁舎倉庫、旧柏分庁舎、稲垣出張所倉庫、牛潟倉庫（旧SEC）に分散して、毛布、ロープ、オイルフェンス、オイルマット、スコップ、照明器具、ビニールシート等の資材を備蓄しているが、今後は防災備蓄倉庫を建設し、一施設に集約し備蓄する。

・つがる市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) つがる市商工会の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

・つがる市が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅲ つがる市商工会の課題

つがる市商工会では、現状、自然災害発生時における地区内の小規模事業者やつがる市との協力体制が具体的に確立していないほか、対応等に当たってのマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える、当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

IV つがる市商工会の目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡・情報収集を円滑に行うため、つがる市商工会とつがる市との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
なお、事業継続力支援事業は、最新の自然災害等発生予測や最新の国・県等の施策をもとに実施していく必要があることから、つがる市地域防災計画等の改訂状況も踏まえつつ定期的に見直しを行っていく。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・つがる市商工会はつがる市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・令和3年1月に締結予定の「危機発生時の支援活動に関する協定書」、令和2年に策定した「新型コロナウイルス感染症予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導を中心に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) つがる市商工会の事業継続計画の作成

- ・別添参照 事業継続計画（令和２年１２月作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・青森県商工会連合会に事業継続に係る専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発チラシ等掲示依頼。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等実施状況を確認するとともに、青森県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、計画を見直しする等、より実効性の高い事業者ＢＣＰにするための支援を行う。
- ・【仮称】つがる市事業継続力強化支援協議会（構成員：つがる市商工会、つがる市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度６強の地震）が発生したと仮定し、つがる市との連携手段の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割を決めておく。

〈2. 発災後の対策〉

- ・つがる市地域防災計画では、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。
- ・特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。
- ・自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、つがる市商工会では、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・職員の安否や業務従事の可否を確認し、発災後２４時間以内に関係機関に安否報告を行う（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認したうえで当会と当市で共有する）。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い及び手指消毒・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、つがる市における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・つがる市商工会とつがる市との間で、被害状況や被害規模に応じた、地区内小規模事

業者への支援を行うための応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内小規模事業者の大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

- ・青森県地域防災計画(風水害等災害対策編)に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

ア会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること

イ災害時における物価安定についての協力に関すること

ウ災害救助物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

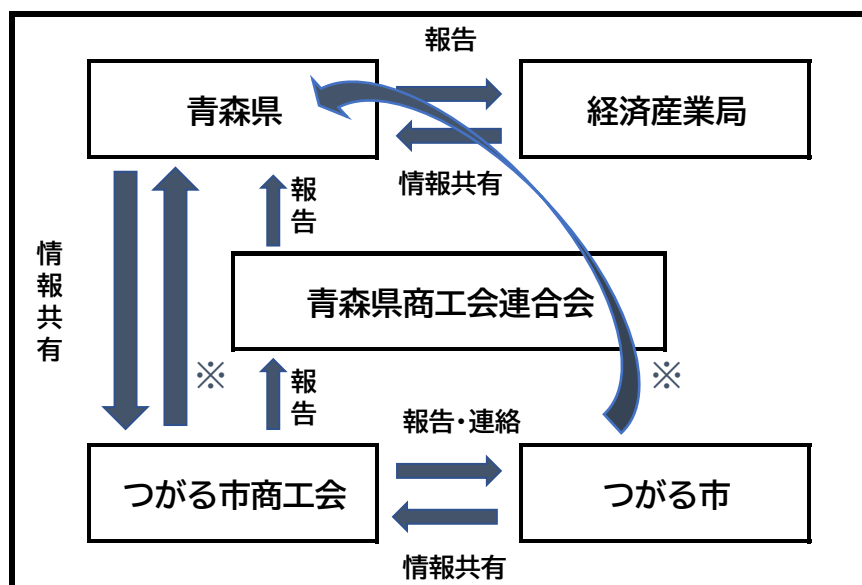
- ・本計画により、つがる市商工会とつがる市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・つがる市で取りまとめた「つがる市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う際は、あらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・つがる市商工会はつがる市と共有した情報を、青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。なお、つがる市商工会とつがる市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、つがる市商工会とつがる市が共有した情報を青森県の指定する方法にてつがる市商工会又はつがる市より青森県へ報告する。



※感染症の場合の報告ルート

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、つがる市と相談する（つがる市商工会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
（候補地：①つがる市商工会本所 ②つがる市商工会車力支所）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、つがる市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

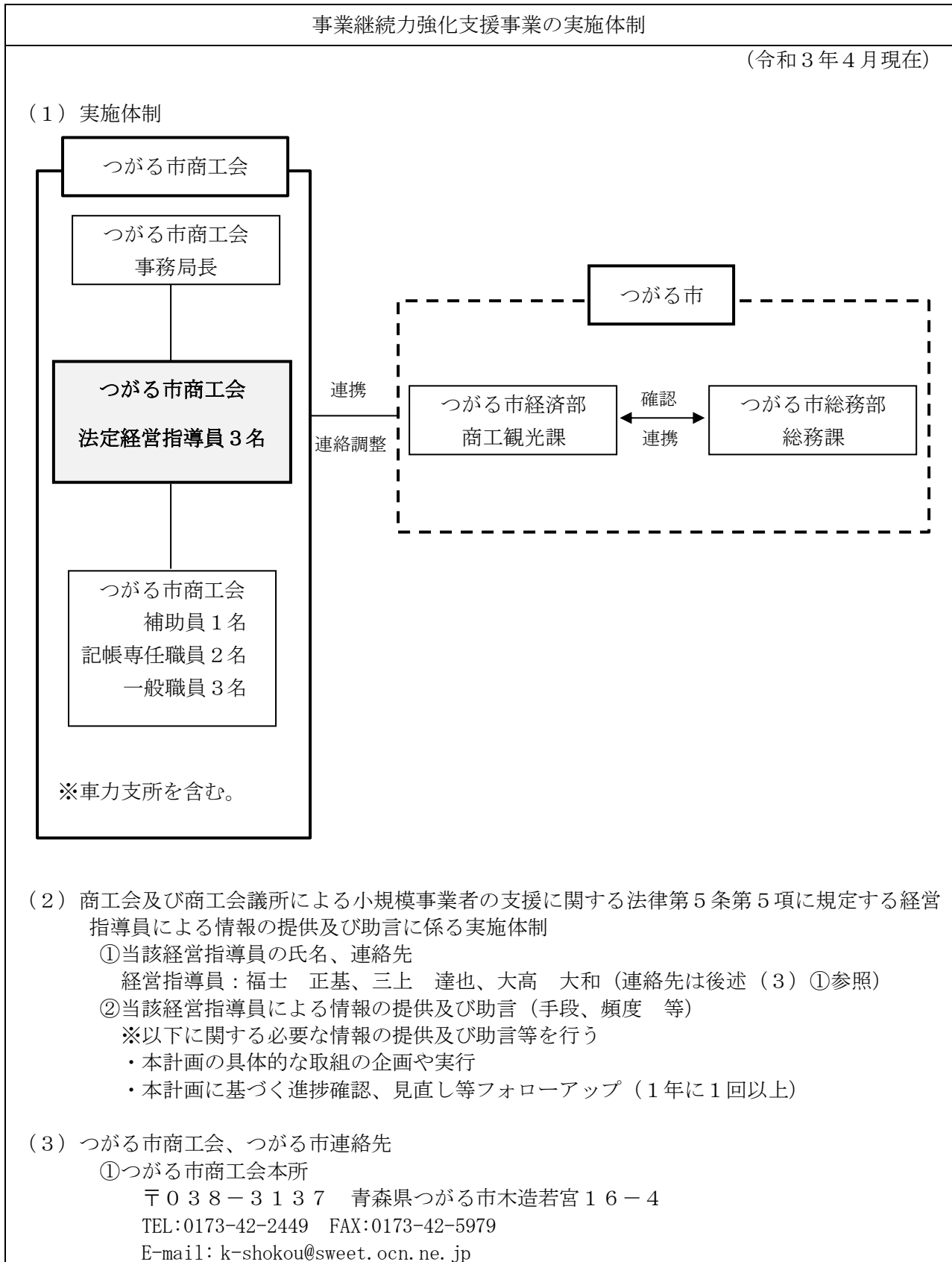
- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



つがる市商工会車力支所

〒038-3303 青森県つがる市車力町花林48

TEL:0173-56-2163 FAX:0173-56-2525

E-mail: k-shokou@sweet.ocn.ne.jp (本所と共通)

②つがる市連絡先

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1

つがる市経済部商工観光課

TEL:0173-42-1114 FAX: 0173-42-3069

E-mail: shoukougankou@city.tsugaru.lg.jp

つがる市総務部総務課

TEL : 0173-42-1105 FAX : 0173-42-3069

E-mail: bousai@city.tsugaru.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	6 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
・ 専門家派遣費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・ 協議会運営費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ セミナー開催費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・ チラシ等作成費	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0	1 5 0
・ 防災・感染症対策費	2 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、つがる市補助金、青森県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③
連携体制図等
① ② ③